

第 20 回 伯耆の国よなご文化創造計画検討委員会

日時 平成 25 年 7 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分
場所 米子市役所本庁舎 3 階 第 2 応接室

日 程

1 はじめに

2 資料説明

(1) 伯耆の国よなご文化創造計画 (後期計画) 策定スケジュール

(2) 伯耆の国よなご文化創造計画 (後期計画) (案) について

3 審議

伯耆の国よなご文化創造計画 (後期計画) (案) について

4 施設見学 (予定)

- ・ 米子市立図書館
- ・ 米子市美術館

【資 料】

別紙 1・・・平成 25 年度 伯耆の国よなご文化創造計画 (後期計画) 策定スケジュール

別紙 2・・・伯耆の国よなご文化創造計画 (後期計画) (案)

別紙 3・・・伯耆の国よなご文化創造計画後期基本計画 (素案)
(第 19 回伯耆の国よなご文化創造計画検討委員会資料)

別紙 4・・・伯耆の国よなご文化創造計画の基本計画 (前期計画) と後期計画との主要施策比較

別紙 5・・・文化芸術基本法 (写し)

平成25年度 伯耆の国よなご文化創造計画策定スケジュール

平成25年7月18日 現在

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			○計画案作成	第1回庁内検討 第1回検討委員会	第2回庁内検討会	☆ 計画案公表(8/26)	○パブリックコメント(9/2~9/30)	第2回検討委員会	☆ 計画策定			

(案)

伯耆の国よなご文化創造計画

(後期計画)

平成 25 年 月

米 子 市

目 次

第1章 後期計画の策定にあたって	1
1 「伯耆の国よなご文化創造計画」の位置付けについて	
2 「伯耆の国よなご文化創造計画（前期計画）」の策定	
3 「伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）」の策定	
4 後期計画の期間	
第2章 前期計画の評価	2
1 事業の実施状況	
2 事業の成果	
3 前期計画の総括について	
第3章 伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）	5
1 計画の推進に向けた基本方針及び主要施策	
2 施策・事業の実施	
第4章 後期計画の推進に向けて	12
1 市民の役割	
2 文化芸術団体等の役割	
3 教育機関の役割	
4 市の役割	

第1章 後期計画の策定に当たって

1 「伯耆の国よなご文化創造計画」の位置付けについて

「伯耆の国よなご文化創造計画」は、米子市・淀江町合併協議会により平成16年に策定された「米子市・淀江町 新市まちづくり計画」において重点プロジェクトとして取り組むことが掲げられました。

このプロジェクトのテーマは、「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」であり、主たる内容は、文化関係の拠点施設をネットワーク化し、各施設の情報を随時閲覧、情報発信、公開することで、市民や来訪者、研究者等の多様なニーズに応えようとするものでした。

また、この取組の前提として、文化関係施設の整備・充実等が掲げられていました。

2 「伯耆の国よなご文化創造計画（前期計画）」の策定

上記の位置付けを受け、本市では、平成19年3月に「伯耆の国よなご文化創造計画」を策定しました。

事業期間は15年間とし、具体的なスケジュールについては、前期（平成17年度から平成24年度まで）と後期（平成25年度から平成31年度まで）に分けて策定することとし、平成19年の段階で策定した当該計画（以下「前期計画」と言います。）では、前期のスケジュールのみを掲げることにしました。

3 「伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）」の策定

前期計画では、その基本理念について次のように記述しています。

「文化創造計画は、市民と行政の協働により、米子の歴史文化を見直し、育み、将来に向けて継承していくとともに、芸術文化をはじめ様々な文化活動を支援し、新たな文化の創造に向けた環境づくりと文化の発信拠点となることを目指します。

このことは、一人一人の市民が日々の暮らしの中でよなごの文化に触れ、豊かな心を育み、ゆとりや安らぎを実感することのできるまちを実現させていくものでなければなりません。」

後期のスケジュールの策定に当たっては、この理念を念頭に置きつつ、前期計画の進捗状況や情報化の進展などの情勢変化を踏まえた上で、推進すべき施策・事業の内容を検討することとしました。

その結果、改めて基本方針等を整理し、「伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）」（以下「後期計画」と言います。）を策定することとしたものです。

第2章 前期計画の評価

1 事業の実施状況

主要施策・事業		実施状況
1 歴史的文化の掘り起こし事業		
①	よなごの宝88選選定事業	A
2 文化活動の促進支援事業		
①	88フォトモール米子の景観88選選定事業	A
3 文化創造計画人づくり事業		
①	よなごの宝88探宝会・よなごの宝を語る会	A
4 文化施設等の整備事業		
①	山陰歴史館整備事業	C
②	美術館整備事業	B
③	図書館整備事業	B
④	埋蔵文化財センター整備事業	A
⑤	伯耆古代の丘整備事業(史跡上淀廃寺跡整備事業)	A
5 歴史的資料の整理とデジタル化事業		
①	歴史的資料の整理とデジタル化事業	A
6 文化情報ネットワークの構築事業		
①	文化情報ネットワークの構築事業	B

A・・・概ね実施できたもの

B・・・実施中のもの

C・・・未実施のもの

2 事業の成果

(1) よなごの宝 88 選選定事業 (別紙総括票 1-①)

地域に埋もれている史跡などの歴史的資産を掘り起こし、保護・活用を図るため、その中から代表的なものを「よなごの宝」として選定し、平成 21 年度に冊子を作成、配布しました。

(2) 88 フォトモール米子の景観 88 選選定事業 (別紙総括票 2-①)

市内の景観を対象とした写真を公募し、平成 19 年度から 4 回にわたりそれらの作品による写真展を商店街等で開催し、市民によなごの良さを再認識していただく機会を提供しました。

また、平成 20 年度には、それらの応募作品の中から「よなごの景観 88 選」を選考し、入選作による展覧会を開催するとともに、平成 21 年度には写真集を刊行しました。

(3) よなごの宝 88 探宝会・よなごの宝を語る会 (別紙総括票 3-①)

「よなごの宝 88 選選定事業」で選定された「よなごの宝」について、平成 22 年度から現地の探訪を月 1 回開催するとともに、講座や座談会を隔月で開催しました。

(4) 山陰歴史館整備事業 (別紙総括票 4-①)

山陰歴史館の整備については、より活用される施設となるよう、施設機能の在り方を含めた検討を行うこととしたため、前期においては未実施となりました。

(5) 美術館整備事業 (別紙総括票 4-②)、図書館整備事業 (同 4-③)

米子市美術館については、バリアフリー化、展示パーテーションの改善、収蔵庫の拡張など、米子市立図書館については、施設を増床し、開架スペースや書庫の拡充をはじめとする機能充実を図ることとし、それぞれ市民の意見を反映するよう努めながら基本設計及び実施設計を進め、平成 24 年 5 月に両施設の整備工事に着手しました。

(6) 埋蔵文化財センター整備事業 (別紙総括票 4-④)

旧日新小学校校舎を活用し、埋蔵文化財の保管・保存、公開、調査・研究等の機能を持つ埋蔵文化財センターを整備し、平成 22 年 4 月に供用を開始しました。

(7) 伯耆古代の丘整備事業（別紙総括票4-⑤）

史跡上淀廃寺跡の整備を実施し、地形復元等を行いました。また、そのガイダンス施設を淀江歴史民俗資料館に整備することとし、施設全体を「上淀白鳳の丘展示館」と改称して平成23年4月にオープンしました。

(8) 歴史的文化資料の整理とデジタル化事業（別紙総括票5-①）

山陰歴史館、旧淀江歴史民俗資料館（上淀白鳳の丘展示館）、福市考古資料館等が保有する資料について、整理・記録、デジタル化を進めました。

(9) 文化情報ネットワークの構築事業（別紙総括票6-①）

この事業は、文化関係の拠点施設をネットワーク化し、各施設の情報を随時に閲覧、情報発信、公開するものですが、その前提として、まず、文化関係施設の整備・充実等を図ることとしていたため、文化関連イベント情報の発信や文化関係施設のホームページとリンクした「米子市文化情報Web」のメニューを追加するにとどまりました。

また、インターネットによる情報化の進展により、専用の情報提供システムを構築することが、幅広い情報の利用者から見た場合、必ずしも利用しやすいとは言えなくなっています。

既に、本市のホームページでは、リンクにより各施設の情報に容易にアクセスできるよう整備していることから、この事業については内容を見直していくことが必要と考えています。

2 前期計画の総括について

前期計画の推進状況については、一部に事業着手が遅れたものや未実施のものもありますが、文化施設の整備事業などの実施により、将来にわたる市民の文化活動に大きく寄与する進展があったと考えています。

今後は、未実施の事業や新規に取り組むべき事業について、その方向性や妥当性を検証しながら適切に対応していくことが必要です。

また、これまでに整備してきた文化施設の利活用を図るとともに、文化活動について市民の関心を深め参加を促す観点から、人材育成を念頭においたソフト事業の充実についても努めていく必要があります。

第3章 伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）

1 計画の推進に向けた基本方針及び主要施策

後期計画においては、前期計画の進捗状況等を踏まえ、本市の文化振興に不可欠な環境整備を計画的に推進するため、次のように基本方針及び主要施策を設定するものとします。

(1) 文化活動・人材育成の推進

- ① 歴史・文化資産の活用
- ② 文化芸術活動への支援
- ③ 文化芸術に親しむ機会の提供

(2) 文化施設の整備・活用

- ① 文化芸術施設の整備・活用
- ② 歴史関連施設の整備・活用

(3) 文化情報ネットワークの充実

- ① 文化関係情報の充実
- ② ネットワーク機能の充実

2 施策・事業の実施

主要施策ごとに、以下の施策・事業を実施します。

(1) 文化活動・人材育成の推進

文化団体、市民団体の活動や団体間交流を支援するとともに、児童・生徒を始め市民が文化芸術に触れる機会を提供することにより、人材育成に努め、文化のまちづくりを推進します。

① 歴史・文化資産の活用

施策・事業名	事業概要	関係課
歴史的文化（よなごの宝）掘り起こし事業	地域から掘り起こした「よなごの宝」を広く市民に伝えるとともに、新たな宝を掘り起こすことにより、地域文化の振興に役立てます。	文化課

地域の歴史・文化探訪	市内にある歴史・文化資産をめぐる散策ルート・サイクリングルートの策定、現地ガイドの充実などにより、これら地域資源のPRと活用を図りながら、市民、来訪者に地域の歴史・文化に親しむ機会を提供します。	文化課
無形文化財の保存・伝承	「米子盆踊り」「日吉神社神幸神事」などの無形民俗文化財や「淀江傘伝承技術」などの無形文化財に対する活動支援を行うことによって保存・伝承を図るとともに、伝統的な行事、芸能、技術の普及、育成に努めます。	文化課

② 文化芸術活動への支援

施策・事業名	事業概要	関係課
よなごの宝88選実行委員会への支援	「よなごの宝88選実行委員会(※)」が取り組む、地域に埋もれている歴史的文化(よなごの宝)の掘り起こしと保存・継承事業を支援します。	文化課
多様な文化活動への支援	文化ホールなどで市民団体のコンサート開催やダンス教室などの発表会の開催など、市民に多様な文化芸術活動の発表の場を提供します。	文化課
米子市文化奨励賞贈呈事業	地元文化の振興に貢献した個人・団体を選考し、米子市文化奨励賞を贈呈します。	文化課

※ よなごの宝88選実行委員会

伯耆の国よなご文化創造計画のソフト事業である「よなごの宝88選選定事業」で選定された史跡等を広く紹介するとともに、未だ地域に埋もれている宝やその原石を新たに掘り起こし、これら「よなごの宝」を保護・活用した人づくり・まちづくりを推進することを目的とした任意団体。

③ 文化芸術に親しむ機会の提供

施策・事業名	事業概要	関係課
芸術文化に親しむ機会の提供	公会堂、文化ホール、淀江文化センターにおけるイベント等の開催、美術館における展覧会の開催、その他出前講座の開催など、市民が優れた芸術文化を鑑賞できる機会の充実を図るとともに、芸術文化に関する積極的な情報提供を行います。	文化課
学校公演事業	子どもたちに国内外で活躍する優れた芸術（舞台オーケストラ・民族音楽など）の鑑賞や、その芸術文化団体等に実技指導を受けるなど、芸術に触れる機会を提供することにより、芸術を愛する心を育てるなど将来への可能性を育むことに努めます。	文化課 学校教育課
芸術活動支援事業	未就学児を 対象 に、アートスタートの機会を提供する団体やアーティストと連携して芸術文化をいかした事業を実施する団体に補助金を交付することにより、文化／芸術を支えていくことのできる人材育成と文化を通じた地域づくりに努めます。	文化課
多様な文化芸術による地域の活性化への取組	漫画やアニメといったポップカルチャー等、多種多様な文化芸術イベントの開催支援や市民への情報提供を行うことにより、メディア芸術の振興に努めます。	文化課 観光課
児童文化センター運営事業	児童文化センターにおいて、子どもたちに遊びや文化活動の機会を提供します。	生涯学習課
子ども会活動を通じた文化伝承者の育成	子ども会などを対象に「田植え歌」「銭太鼓」などの郷土芸能や「方言」「浜かすり」「いただきの作り方」などの指導を通じ、子どもたちを地域文化の伝承者として育成します。	生涯学習課

ひとづくり・まちづくり推進事業	地域の世代間交流や人材育成を目的として地域住民が主体となって取り組んでいる「ひとづくり・まちづくり推進事業」を実施する中で、地域の伝統や地域文化の伝承者の育成に努めます。	生涯学習課
図書館の地域資料を活用した子ども講座の開催	地域関係資料、行政資料及び特定文庫室の資料を活用するとともに、図書館の「伯耆民話の会」「古文書を楽しむ会」による子ども向け講座を開催することなどにより、子どもたちによなごの文化に触れる機会を提供します。	生涯学習課
史跡等を活用した学校教育の取組	<p>上淀白鳳の丘展示館、埋蔵文化センター、福市考古資料館、山陰歴史館などの施設を子どもたちが見学する機会を拡充し、古代文化や米子の歴史について理解を深めるなど学習に役立てます。</p> <p>また、埋蔵文化センターが行う出前授業等を活用し、弥生時代後期から古墳時代中期の学習に役立てます。</p>	学校教育課

(2) 文化施設の整備・活用

文化施設が市民により親しまれ、利用されるよう、老朽化した文化施設の改修事業を実施するなど、整備を進めます。

淀江町福岡地区の**徳義吉代の屋**の上淀廃寺跡、向山古墳群などの史跡や山陰歴史館などの歴史関連施設の整備を実施します。

① 文化芸術施設の整備・活用

施策・事業名	事業概要	関係課
美術館整備事業	<p>利用者の安全確保と機能性・利便性向上を図るため、バリアフリーへの対応、展示用パーティションの改善、収蔵庫の拡張、喫茶スペースの設置などの改修工事を推進。</p> <p>平成25年8月のリニューアルオープン後は、市民が優れた芸術文化に触れる場として、また、市民ギャラリーとして、より快適に利用できる施設とします。</p>	文化課
図書館整備事業	<p>利用者の安全確保と機能性・利便性向上を図るため、耐震補強・バリアフリー化・開架スペースの拡大等の改修工事を推進。</p> <p>平成25年8月のリニューアルオープン後は、自動貸出機の設置、開館時間の延長などの利用者向けサービス提供の充実や図書、記録、視聴覚資料等の充実を図ることにより、市民の文化的教養を高めるための環境整備に努め、情報文化の発信拠点としての機能充実を図ります。</p>	生涯学習課
公会堂整備事業	<p>市民に長く愛される施設として安全性の確保、設備の充実など、施設機能の向上を図るため、耐震補強及び大規模改修工事を進めます。</p> <p>平成26年3月のリニューアルオープン後は、ホール機能の向上に加え、前庭・ホワイエの単独利用、会議室の分割使用も可能とするなど、市民の文化芸術活動の拠点として、より活用しやすい施設とします。</p>	文化課

② 歴史関連施設の整備・活用

施策・事業名	事業概要	関係課
上淀廃寺跡保存整備事業	<p>これまでの整備で残されている史跡の追加指定地について、説明板の設置などの整備を行います。</p> <p>また、学術的な面ばかりではなく学校教育や生涯学習、観光面での利活用に努めます。</p>	文化課
向山古墳群整備事業	<p>園路の整備、解説板の設置などを行い、伯耆古代の丘公園、上淀白鳳の丘展示館、上淀廃寺跡など、周辺の史跡や施設との一体的な利活用を図ります。</p>	文化課
山陰歴史館整備事業	<p>米子市の歴史館として、よなごの通史を学ぶことができ、城山のガイダンスや、下町散策の拠点施設として機能するよう整備します。</p> <p>また、山陰歴史館のある米子市役所旧館は、昭和5年（1930年）に建築されたもので、建設から80年以上経過しており建物の老朽化が進んでいることから、市指定文化財としての保護・保全を行います。</p>	文化課
埋蔵文化財保存活用事業	<p>埋蔵文化センターや福市考古資料館においては、遺跡めぐりの実施、考古学講座の開催及び土器づくり・勾玉づくりなどの体験講座を開催します。</p> <p>また、学校への出前授業、公民館等への出前講座を実施します。</p>	文化課
米子城跡整備事業	<p>米子城跡の計画的な保存・整備に努めるとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として歴史学習の場を始め、市民への憩いや安らぎの提供、様々なイベントの実施など多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進めます。</p>	文化課

(3) 文化情報ネットワークの充実

各文化施設が保有する歴史や文化に関する情報を整備し、情報発信するとともに市のホームページなど情報提供サイトの充実に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

① 文化関係情報の充実

施策・事業名	事業概要	関係課
文化芸術関連施設等の情報提供サイトの充実	前期計画期間にデジタル化した資料を活用し、史跡や歴史関連施設等の本市の文化関連施設のホームページで収蔵資料を紹介するなど、情報提供サイトの充実に努めます。	文化課 生涯学習課

② 情報検索機能の充実

施策・事業名	事業概要	関係課
米子市ホームページの充実	市のホームページから、史跡や歴史関連施設等の本市の文化関連施設のホームページの閲覧や文化芸術に関する情報の検索などが容易に出来るよう、情報提供サイトの充実に努めます。	文化課 生涯学習課

第4章 後期計画の推進に向けて

本計画を推進していくためには、行政、市民、文化芸術団体、教育機関など、文化芸術に関わる様々な主体が、それぞれの役割や責任を認識しながら、相互に連携し協働していくことが重要です。

中でも行政は、市民の文化芸術活動を支援するという点で、重要な役割を担っており、効果的に事業を実施していく必要があります。

1 市民の役割

市民文化は地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主体は市民自身です。市民には、一人一人が市民文化の担い手として、芸術文化、**歴史的・文化的文化**などに積極的に触れたり活動したりすることを通じて、それぞれが持っている知識や経験を発揮することが求められます。

2 文化芸術団体等の役割

文化芸術団体は、これまでも様々な文化芸術活動に積極的に関わり、文化振興に寄与されてきました。今後はさらに、文化芸術団体相互、教育、観光などの団体や関係機関とも積極的に連携を図り、本市の文化振興を推進するとともに、次代を担う子どもたちに、優れた文化芸術活動や地域の伝統文化などを伝える取組を推進することが期待されます。

3 教育機関の役割

児童生徒をはじめ、市民の豊かな感性や多様な個性を育むために、市民が多様な文化芸術活動に参加・体験できる機会を充実するとともに、山陰歴史館や伯耆古代の丘をはじめとする地域の文化財や文化施設等を活用し、地域の文化に触れ親しむことができるように**努めることとします**。

4 市の役割

行政の役割は、その地域の特性に応じた施策を策定し実施することにより、文化芸術の主体である市民の文化活動を支援し、文化創造のための環境整備に努めることにあります。

また、文化関連事業は、人づくりのための環境整備事業であり、その特性から、長期的・計画的な視野で継続性を重視しながら計画の推進に取り組んでいく必要があります。そして、文化施設の整備・活用に関しては、文化部門以外に、まちづく

りや観光など関連部門との連携が重要となることから、庁内において関係各課相互の連携を図りながら計画の推進に努めることとします。

伯耆の国よなご文化創造計画 事業別総括票

1 歴史的文化の掘り起こし事業

事業名	① よなごの宝88選選定事業		
関係課	文化課		
事業概要	<p>地域に埋もれている文化財を市民自らが掘り起こし「よなごの宝88選」の選定に参加することで、それらを保護し、活用したまちづくりを行うことの機運を醸成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民自らが本市の有する歴史文化についての認識を深めること。 ・文化財などを大切にす機運の高揚を促すこと。 ・地域に対する親しみや愛着心を育むこと。 ・文化財などを保護し、将来に向けて継承していくための市民団体を市内の各地域につくる機会を提案すること。 		
事業期間	当初	平成19年度～平成21年度	
	実績	平成19年度～平成21年度	
年度別 実施状況	年度	実施内容	事業費(千円)
	H19	実行委員会設置、講演会・シンポの開催	754
	H20	講演会、シンポ、宝の選定	460
	H21	宝選定、冊子発刊 発刊部数500部	500
	合計		1,714
主な成果	<p>地域に埋もれている史跡などの文化財を掘り起こし、調査を行い基礎的な資料集成が実施でき、その中から地域の宝の紹介を目的として、代表的な88選を抽出し、冊子を作成し、配布した。</p> <p>配布数500部</p> <p>成果を活かし現地探訪(探宝会)を毎月1回開催し、よなごの宝を語る会を隔月に1回開催し、「文化創造人づくり事業」につながる事業展開を図っている。</p>		
今後の課題、 方向性等	<p>全市的な宝の掘り起こしは実施できたが、今後は、88選で紹介できなかったものやそれぞれの地域の宝のさらなる掘り起こし及び活用する動きの醸成が課題である。</p>		
備考	<p>冊子「よなごの宝88選」は実行委員会により随時増刷され書店等で有償頒布されている。</p>		

2 文化活動の促進支援事業

事業名	① 88フォトモール米子の景観88選選定事業		
関係課	文化課		
事業概要	<p>市内の様々な景観を見つめ直す機会を提供し、市民文化の振興を図ることを目的として、「写真文化」に着目し、景観をテーマとした市民からの公募による写真展を商店街などで開催した。</p> <p>応募された写真でフォト・コンテストを実施し、入選作品による「88 Photomall よなごの景観88選」写真集を刊行した。</p> <p>当該事業は、市民と行政で実行委員会を組織し実施した。</p>		
事業期間	当初	平成19年度～平成21年度	
	実績	平成19年度～平成21年度	
年度別 実施状況	年度	実施内容	事業費(千円)
	H19	実行委員会設置、88フォトモール写真展の開催(第1回～3回)	1,400
	H20	88フォトモール写真展の開催(第4回) よなごの景観88選の選考、入選作「米子の景観88」展覧会の開催	540
	H21	よなごの景観88選写真集の作成	1,294
	合計		3,234
主な成果	<ul style="list-style-type: none"> ・フォト・コンテストにより、米子市のよさを再認識することができ、自分たちが暮らす地域に対する親しみや愛着心を育むことができた。 ・「よなごの景観88選」選びをすることにより、新市の一体感を醸成する一助となった。 ・市民と行政が一体となった写真展等を実施することにより、文化芸術活動の活性化を促進することができた。 ・選ばれた「よなごの景観88選」の写真を題材にした写真集を市民有志の手によって作成することによって、市民意識を発揚させることができた。 		
今後の課題、 方向性等	さらなる芸術文化活動の活性化と振興をいかに支援し人材育成につなげていくのか課題である。		
備考	実行委員会が主体的に事業を行っている。		

3 文化創造計画人づくり事業

事業名	① よなごの宝88探宝会・よなごの宝を語る会		
関係課	文化課		
事業概要	<p>歴史的文化の掘り起こし事業として実施した「よなごの宝88選定事業」の成果を活用し、市民で組織した実行委員会で現地探訪(探宝会)を月1回開催するほか、講座、座談会として、よなごの宝を語る会を隔月に1回開催している。</p> <p>地域の宝を掘り起こし、活用する動きを醸成し、市民自ら企画し、実践できる人材の育成につながる事業展開を図っている。</p>		
事業期間	当初	平成22年度～平成24年度	
	実績	平成22年度～平成25年度	
年度別 実施状況	年度	実施内容	事業費(千円)
	H22	よなご88探宝会開催(7月～3月、9回) よなごの宝を語る会 7回	0
	H23	よなご88探宝会開催(4月～3月、12回) よなごの宝を語る会 6回	0
	H24	よなご88探宝会開催(4月～3月、12回) よなごの宝を語る会 6回	0
	H25	よなご88探宝会開催(4月～3月、12回) よなごの宝を語る会 6回 (予定)	0
	合計		0
主な成果	探宝会には、毎回30名程度の参加がある。また、宝を語る会にも20名程度の参加があり、地域の宝の理解につながっている。		
今後の課題、 方向性等	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加の実行委員会であるが、自主的に活動ができるまでには至っておらず、息の長い活動にするためには、実行委員会の独り立ちが必要である。 地域の宝の理解にとどまっており、さらなる地域の宝を掘り起こし、それを活用していく人材の育成及び活用する動きの醸成につながる展開を図っていく必要がある。 		
備考			

4 文化施設等の整備事業

事業名	① 山陰歴史館整備事業		
関係課	文化課		
事業概要	文化財の保護と活用を促進するため、良好な施設環境の維持と様々な歴史文化に関する事業を展開し、歴史文化の拠点施設としての機能を担うために整備事業を実施する。		
事業期間	当初	平成 20 年度～平成 23 年度	
	実績	未実施	
年度別 実施状況	年度	実 施 内 容	事業費(千円)
	H20		
	H21		
	H22		
	H23		
	H24		
	合計		
主な成果	事業未実施		
今後の課題、 方向性等	文化創造計画後期計画の中で施設のあり方の検討も踏まえた整備計画を策定し、実施する。		
備 考			

事業名	② 美術館整備事業		
関係課	文化課		
事業概要	<p>米子市美術館は、昭和58年に開館し、郷土作家を中心に、版画、彫刻、写真等1700点余りを所有し、展覧会、米子市秋の文化祭等にも利用され、誰もが気軽に利用できる市民ギャラリーとしてのコンセプトを持つ市民に親しまれる美術館となっている。</p> <p>現在、開館後30年近くを経過し施設内部の老朽化も進み、収蔵品の増加、市民ニーズの変化にも対応し、今後も市民に親しまれる芸術・文化の情報発信と活動の拠点として、美術館の機能を充実させるための整備を実施する。</p> <p>・バリアフリー化の推進 ・展示パーテーションの改善 ・空調設備等のリニューアル ・収蔵庫の拡張 などの整備を設計に盛り込んだ。</p>		
事業期間	当初	平成19年度～平成22年度	
	実績	平成22年度～平成25年度	
年度別 実施状況	年度	実施内容	事業費(千円)
	H22	基本設計	
	H23	基本設計 27,825 実施設計 54,180	82,005
	H24	旧二中解体、増築工事、周辺整備	650,000
	H25	増築工事、周辺整備(予定)	228,426
	合計	※事業費は図書館整備費を含む	960,431
主な成果	平成24年5月に美術館整備工事に着手した。		
今後の課題、 方向性等	美術館を創作活動の拠点、発表の場として位置付け、地元芸術活動の発展にいかにつなげていくのか、また、美術普及事業を見直し、小中学生中心の講座や体験型講座の開設など整備後の活用方法の検討が必要である。		
備考			

事業名	③ 図書館整備事業		
関係課	生涯学習課		
事業概要	<p>図書館は建築後30年以上経過しており、蔵書、資料等、収蔵品の増加による施設の狭隘化や、耐震対策、バリアフリーなどに対応するため既存施設のリニューアルを行なうほか、本市中心地の立地条件と美術館との隣接、歴史館との近接により、文化ゾーンを形成している利点を生かして、中心市街地活性化計画においても、エリア内施設の相乗効果による集客を図ろうとしており、図書館がより活用できるよう整備を実施する。</p>		
事業期間	当初	平成19年度～平成22年度	
	実績	平成22年度～平成25年度(予定)	
年度別 実施状況	年度	実施内容	事業費(千円)
	H22	基本設計	
	H23	基本設計 27,825 実施設計 54,180	82,005
	H24	旧二中解体、増築工事、周辺整備	650,000
	H25	増築工事、周辺整備	228,426
	合計	※事業費は美術館整備費を含む	960,431
主な成果	平成24年5月に図書館整備工事に着手した。		
今後の課題、 方向性等	リニューアルした施設の効果的な活用や、蔵書の充実のほか、開館時間の延長、ICタグによる新貸し出しシステムの導入など、運営体制の充実により利用者の利便性の向上を図る。		
備考			

事業名	④ 埋蔵文化財センター整備事業		
関係課	文化課		
事業概要	旧日新小学校校舎(鉄筋コンクリート造3階建 延床面積2,720㎡)を活用し、埋蔵文化財を中心とした文化財の適切な保管・保存、公開・活用、調査・研究機能を持つ施設を整備し、平成22年4月に供用を開始した。		
事業期間	当初	平成18年度～平成20年度	
	実績	平成18年度～平成21年度	
年度別実施状況	年度	実施内容	事業費(千円)
	H18	書庫、展示室、研修室、収蔵室等整備	22,027
	H19	特別収蔵庫、資料整理室、閲覧室、特別収蔵庫、写場等整備	18,908
	H20	展示室、調査研究室、保存処理室等整備	19,626
	H21	遺跡模型、解説パネル、ジオラマ等設置	7,449
	合計		68,010
主な成果	旧日新小学校校舎を活用し、埋蔵文化財の保管・保存、公開、調査・研究等の機能を持つ埋蔵文化財センターを整備し、平成22年4月に供用を開始した。		
今後の課題、方向性等	他の歴史関係施設、学校教育、生涯学習との連携強化をいかに図り、活用していくのが課題である。		
備考			

事業名	⑤ 伯耆古代の丘整備事業(史跡上淀麿寺跡整備事業)		
関係課	文化課		
事業概要	<p>国指定史跡が集中する淀江町福岡地区の史跡の保存・活用を図る「伯耆古代の丘整備事業」の一環として実施している。</p> <p>平成16年度から平成24年度までの予定で補助事業を活用し、上淀麿寺跡の地形復元、中心部の出土状況再現、遺構復元、便益施設整備、ガイダンス施設整備、金堂、壁画、仏像の復元等を計画し、年次的に整備を進めている。</p>		
事業期間	当初	平成16年度～平成22年度	
	実績	平成16年度～平成24年度	
年度別 実施状況	年度	実施内容	事業費(千円)
	H16	地形測量、地質調査、芝張、確認調査	28,112
	H17	休憩施設、園路、ガイダンス基本設計	56,900
	H18	追加指定地買上、遺構盛土	110,040
	H19	追加指定地買上、解説版、遺構盛土	55,395
	H20	追加指定地買上、中心伽藍整備、ガイダンス展示設計、	74,106
	H21	回廊、解説広場、ガイダンス建築工事	46,188
	H22	ガイダンス建築工事、展示工事	213,989
	H23	地形模型、総合説明板、便益施設建築	89,663
	H24	植栽、地形測量	2,754
	合計		677,147
主な成果	<p>史跡上淀麿寺跡の現地整備では、発掘調査の成果に基づき盛土した上に当時の地形を復元し、建物跡等の表示、出土状況の忠実な再現、創建時の復元を実施した。</p> <p>ガイダンス展示施設を整備し、上淀麿寺の金堂内部を出土状況・出土品から推定復元し展示を行った。</p> <p>これらの成果から、当時の姿を疑似体験できる空間が創出でき、来訪者が当時の歴史を理解できる施設となった。</p>		
今後の課題、 方向性等	<p>妻木晩田遺跡や周辺観光施設との連携が十分でないため、ソフト事業の実施など活用面を重視し、強化していく必要がある。</p> <p>駐車場の確保、追加指定地等の整備を検討し、実施する必要がある。</p>		
備考	<p>後期計画の中で、向山古墳群整備と上淀麿寺跡追加指定地の整備を予定している。</p>		

5 歴史的資料の整理とデジタル化事業

事業名	① 歴史的資料の整理とデジタル化事業		
関係課	文化課		
事業概要	<p>山陰歴史館・淀江歴史民俗資料館・福市考古資料館及び埋蔵文化財センターの機能と役割分担を明らかにする中で、それぞれ施設が保有する資料をデジタル・アーカイブ化に向けて整理、記録し、保存を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設が保有する資料の現況の調査 ・適切な保存方法の確立と資料の整理方法の統一化、デジタル化 		
事業期間	当初	平成 19 年度～平成 22 年度	
	実績	平成 19 年度～平成 24 年度	
年度別 実施状況	年度	実施内容	事業費(千円)
	H19	整理、調査資料のデジタル化、台帳登録	995
	H20	整理、調査資料のデジタル化、台帳登録	983
	H21	整理、調査資料のデジタル化、台帳登録	3,393
	H22	整理、調査資料のデジタル化、台帳登録	15,117
	H23	整理、調査資料のデジタル化、台帳登録	12,270
	H24	整理、調査資料のデジタル化、台帳登録	4,872
	合計		37,630
主な成果	歴史関係施設が保有する資料を整理、記録とデジタル化がほぼ完了し、資料の活用に至ることができるようになった。		
今後の課題、 方向性等	成果をどのように活用するのか、「文化情報ネットワークの構築事業」での方策の検討が必要である。		
備考			

6 文化情報ネットワークの構築事業

事業名	① 文化情報ネットワークの構築事業		
関係課	文化課		
事業概要	<p>芸術文化や歴史文化に限らず、学習やイベントに関する情報なども一元的に提供できる情報ネットワークを構築し、市の内外を問わず容易に伯耆の国よなごの文化を発信できるホームページを開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供システムの設計と開発 ・ 情報提供システムの構築と維持管理及び活用促進体制の確立 		
事業期間	当初	平成 19 年度～平成 24 年度	
	実績	未実施	
年度別 実施状況	年度	実 施 内 容	事業費(千円)
	H19	文化情報 Web 内容拡充	
	H20	文化情報 Web 運営	
	H21	文化情報 Web 運営	
	H22	文化情報 Web 運営	
	H23	文化情報 Web を米子市ホームページに移行	
	H24		
	合計		
主な成果	平成 19 年度に文化情報の発信と文化関連施設のホームページにリンクするサイト「文化情報 Web」の内容を拡充し、平成 23 年度にその機能を米子市ホームページに移行した。		
今後の課題、 方向性等	<p>内容を検討し、後期計画での位置づけを図る。</p> <p>情報ネットワークについては、文化施設の整備を基本に、観光の視点からも分かりやすく情報発信することが望まれる。</p>		
備 考			

<素案>





伯耆の国よなご文化創造計画

後期基本計画

平成24年 月

米子市

目次

	<p>I章 はじめに ～ 後期基本計画の策定にあたって ～ 1 後期基本計画の位置づけ 2 後期基本計画の期間</p>	1頁
	<p>II章 現状と課題 1 これまでの取組からみた課題 2 社会情勢や市民ニーズからみた課題 3 アンケート結果から見た課題</p>	2頁 ～ 6頁
	<p>III章 これからの取組 1 後期基本計画の策定方針 2 実施する基本施策 (1) 拠点施設となる文化施設の整備と拡充 (2) 歴史的文化の保護と活用 (3) 情報のデジタル化と情報基盤の拡充 (4) よなごらしい文化活動の創造 3 主な取組</p>	7頁 ～ 11頁
	<p>IV章 むすびに ～ 取組の実施にあたって ～</p>	12頁

I章 はじめに

～ 後期基本計画の策定にあたって ～

1 後期基本計画の位置づけ

これまで本市では文化芸術の振興のため、総合計画に示す本市の目指す将来像の実現を目的として、平成19年3月に「伯耆の国よなご文化創造計画（以下「創造計画」といいます。）」を策定して各種施策を実施してきました。

この期間において、社会情勢の変化と多様化する市民ニーズや新たな行政課題の出現など、状況がめまぐるしく変化するとともに、本市の総合計画も第2次総合計画（米子いきいきプラン2011）として新しく策定されるなど、創造計画についても、状況に応じた見直しの必要性も生じてきました。

このような状況から、創造計画の前期期間が最終年度となる平成24年度において、これまでの取組状況を確認して、個々の実施施策について進捗状況に応じてこれからの更なる進展のために内容を見直すことや、施策推進のために新たに生じた課題に対応すること、また、第2次総合計画で示す〈人を大切にし、豊かな心と文化を育むまちづくり〉を目指すため、これからの米子市の文化創造のための取組を創造計画の後期基本計画としてまとめました。

2 後期基本計画の期間

この期間は、創造計画の後半である平成25年度から平成31年度までの7年間とします。

Ⅱ章 現状と課題

1 これまでの取組からみた課題

創造計画は、平成17年度から平成24年度までを前期期間として事業の進展を図ってきました。

この間、次のような事業を実施して、これからの課題を見つけています。

(1) よなごの宝の掘り起こし事業と文化創造人づくり事業

地域に埋もれているたくさんの歴史的資源を掘り起こして、その中から「よなごの宝88選」を選定しました。

選定結果により作成した冊子を頒布して、市民に紹介するほか、現地探訪やよなごの宝を語る会の開催など、地域の宝を掘り起こして活用する動きを市民自ら企画・開催して、人材育成につながる「文化創造人づくり事業」としての展開も図られています。

(2) 文化活動の促進支援事業

「よなごの景観88選」を選ぶためのフォト・コンテストを開催して、多くの募集をいただいた結果、自分たちが暮らす地域に対する親しみや愛着心を育むんでいただくことができました。

また、市民と行政が一体となった写真展の開催や選ばれた写真を題材にした写真集を市民有志の手によって作成したことにより、市民意識の発揚など、文化芸術活動の活性化の一助とすることができました。

(3) 文化施設等の整備事業

埋蔵文化財センター整備事業として、埋蔵文化財の保管・保存を行った上で、公開・活用、調査・研究機能を持った施設の整備を行いました。

この機能を十分に活用するため常設展示の充実や現地説明会、体験教室の開催など事業の展開を行っています。

また、伯耆古代の丘整備事業として、当時の姿を疑似体験できる空間の再現などから、歴史に対する理解を深めていただくためのガイダンス施設整備と上淀廃寺跡周辺の陶板地形図や来訪者用の公衆トイレの設置など環境整備も進めました。

その他、歴史関係施設が保有する資料を整理、記録した上、デジタル化保存する作業がほぼ完了したことから、多種多様な資料の活用が可能となりました。

これらの取組の結果から、「よなごの宝88選」による地域に埋もれている史跡、文化財の掘り起こしや「フォト・コンテスト」「よなごの景観88選」による米子市の魅力の再発見などを始めとして、文化芸術活動の活性化の促進に一定の成果を見ることができました。

今後は、これらの活動が更に広がること、また、各地域においても新しい取組が生まれて、なおかつ、一度限りのイベントで終わることなく、継続して活発な活動が全市的に展

開されていくことを目指して、人づくりを推進することと活動環境の整備を行うことなど、これからの市民活動の推進のために、実施すべき課題を見つけることができました。

また、個人や団体の活動拠点施設である、平成25年度にリニューアルオープンする図書館、美術館と公会堂については、更なる有効な活用方法を検討する必要があります。

その他歴史関係施設が保存する資料の整理と記録を進めているところですが、これらの有効活用についても更に進めていく必要があります。

2 社会情勢などからみた課題

創造計画を策定した平成19年から現在まで、少なからず社会情勢が変化し、市民の文化芸術に関する志向も多様化しています。

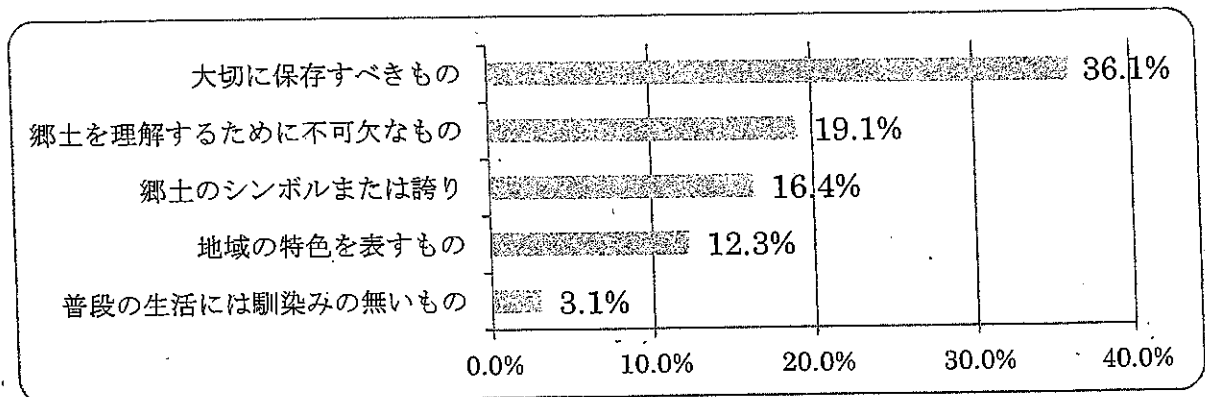
より多種多様な文化芸術に触れる機会を創出すること、高齢社会にあって、生涯を通して学習するための情報の発信や学習する場を提供すること、また、自らの創造とその発表の場の提供や、更に、これまで以上に子どもや青少年が郷土文化に触れながら学ぶ機会を提供することとこれらの活動を推進する人材を見つけ育てていくことなど、より多くのニーズが明確に現れています。

また、前述のような、これまでの取組をより広げていくことだけでなく、平成24年度の国際マンガサミット鳥取大会の開催に合わせた「まんが王国鳥取」の建国に呼応した、マンガやアニメなどの広がりから見られるように、これからの文化の創造と進展のためには、ポップカルチャーについての新しい取組なども必要となっています。

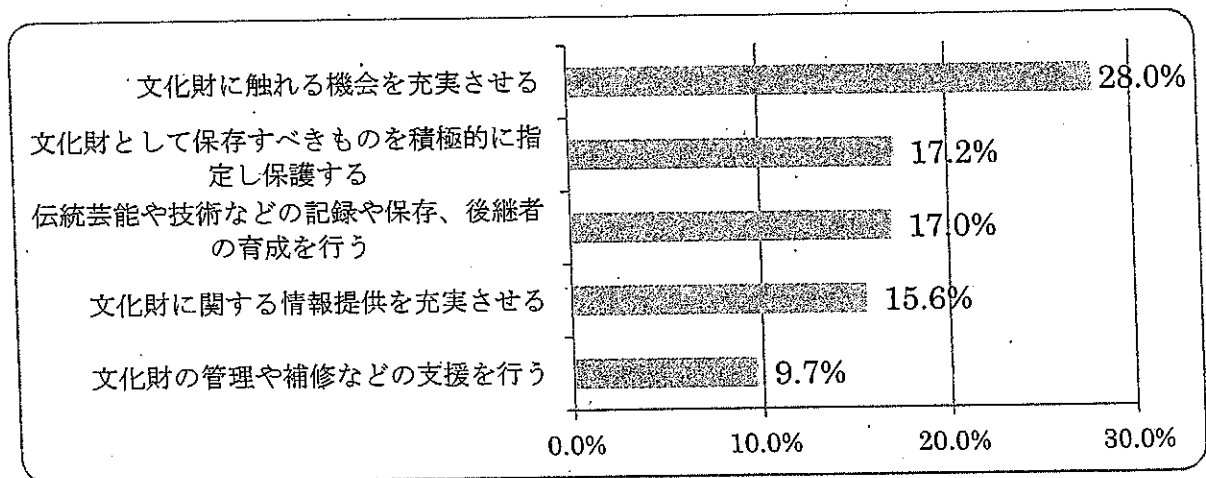
3 アンケート結果からみた課題

平成23年度に米子市教育基本振興計画の策定のために行った市民アンケートは次のような結果でした。

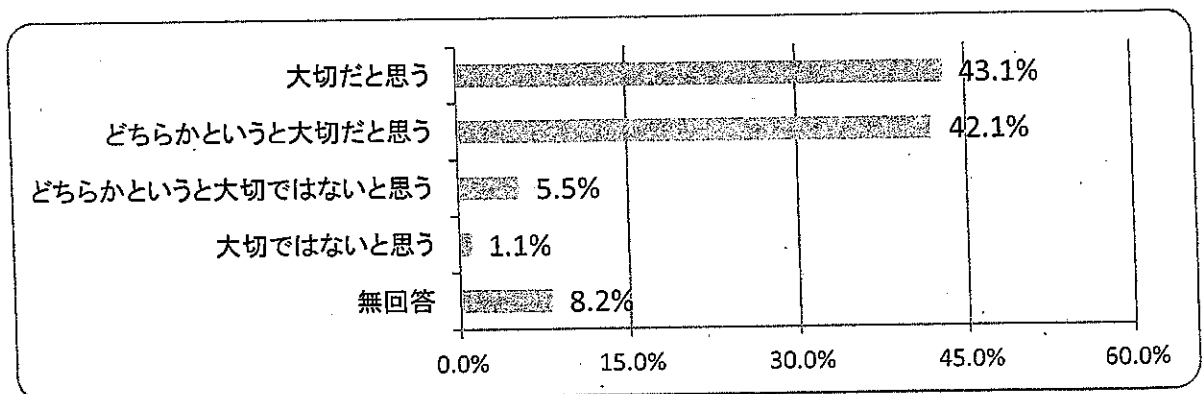
○文化財とはどのようなものだと思いますか。



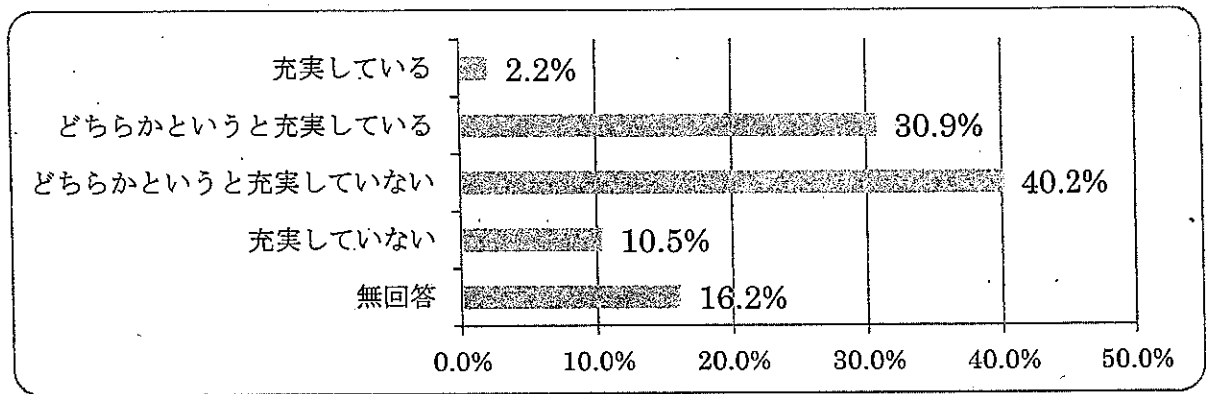
○文化財の保存や活用について、米子市はどのようなことに力をいれるべきだと思いますか。



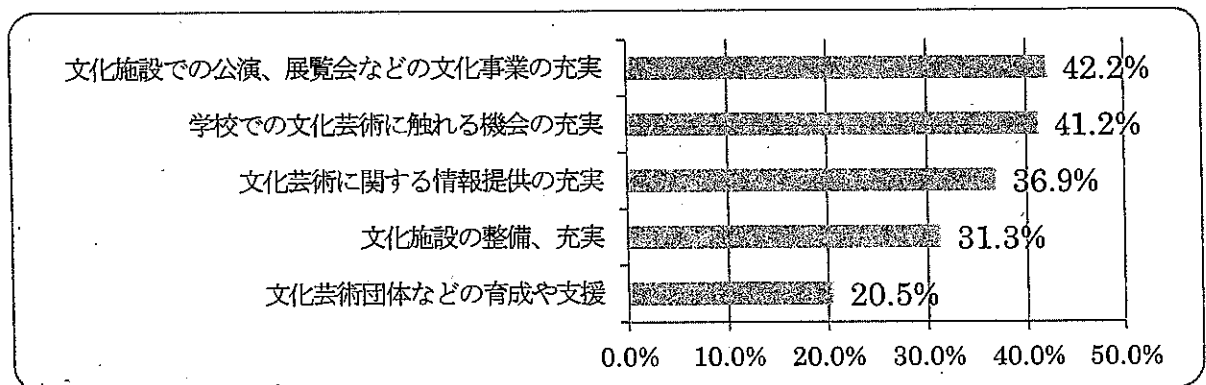
○日常生活の中で、文化芸術を鑑賞したり、自ら文化芸術活動を行ったりすることは大切なことだと思いますか。



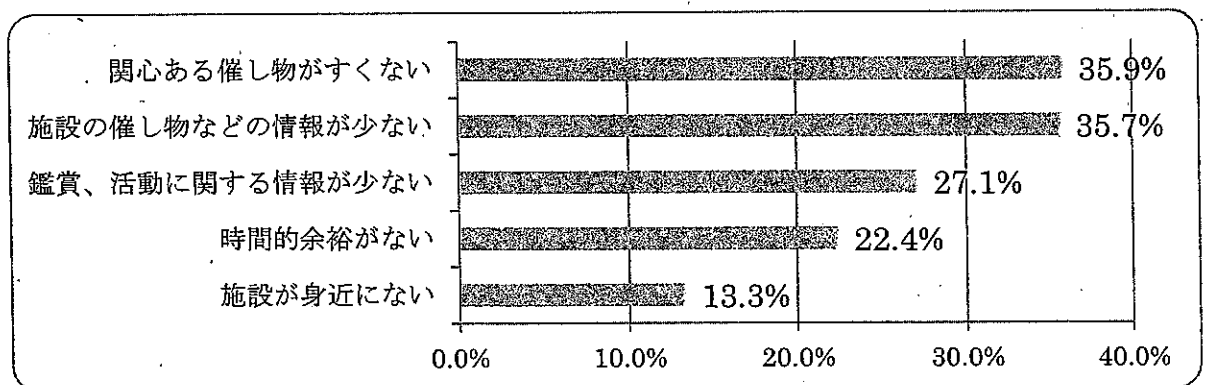
○あなたは、米子市の文化芸術環境についてどのように思われますか。



○文化芸術振興のために、米子市はどのようなことに力をいれるべきだと思いますか。（複数回答）



○文化芸術鑑賞や活動で支障となっていることがありますか。（複数回答）



○その他自由意見

- ・文化施設が少なく、あっても質が悪い。
- ・米子市（山陰）の歴史、ふるさと米子の誇れるものを挙げられる人が少ない。

米子市には、「よなごの宝88選」の成果からも見られるように非常に多くの文化資産があります。

しかしながら、アンケート結果のように、文化財の大切さを多くの市民が認識している中、その保存や活用が十分でないと感じられている結果が伺えます。

また、多くの貴重な文化資産の存在自体が知られていないようです。

米子市ホームページ、市報などでも都度、情報の提供をしていますが、これまでの取組が十分でない結果となっています。

情報提供の不十分さなどから貴重な文化資産の存在を知らない、知っていても詳しく説明できる人が少ないなど、市民が地域の文化資産に接する機会が少なく、活用も図りづらくなるという、悪循環が生じている状況に陥っています。

一方、元気に活動をされる高齢者が増えており、多くの方が生涯学習として、講習や研修会などに参加されている状況が増えていますが、残念ながら自己研鑽にとどまり、高齢社会の中で、そのけん引役となる高齢者自らが率先して、得た知識を広く若い世代に伝承する機運の醸成などもこれからの課題の一つに挙げられます。

活用をしていかなければならないもの、そして、地域の宝としてしっかり伝えていくべき伝承文化など市民、地域が自主性を発揮して守り広めるものなど、その性質ごとに見極めて、これからの目標、施策を市民の皆さんと一緒に考えていく必要があります。

Ⅲ章 これからの取組

1 後期基本計画の策定方針

本市の将来像である「生活充実都市・米子」の実現に向けた取組みを推進していくうえで重要なキーワードになるのが「文化」です。

文化は、日々の暮らしの中で私たちの豊かな心を育み、生活にゆとりや潤いをもたらすだけでなく、まちづくりや地域振興を推進していくためにも不可欠な要素です。

本市には、米子城跡、上淀廃寺跡、向山古墳群などの史跡・遺跡をはじめ、長い歴史と特色ある風土に培われた有形・無形の文化財などが数多く存在します。

先人から受け継いだこれらの歴史・文化資源は、地域の伝統や文化に根ざしたシンボルとして地域の魅力を創出し、市民の心のよりどころとして誇りと愛着心を醸成するため欠かすことのできない貴重な地域資源となっています。

しかしながら一方では、これらの存在が十分に知られていなかったり、身近なものとして感じられていなかったりする状況もあります。

このため、継続的な歴史文化の掘り起こしと適切な保護、調査研究に努め、情報発信力の強化を図るとともに、それを次世代へ継承していく仕組みづくりが重要となります。

また、美術館、図書館、公会堂、歴史館など地域における文化・歴史の拠点施設があり、市民の芸術文化の鑑賞・普及・発表の場として、また社会教育の場として利用されています。

しかしながら、施設の老朽化・狭隘化に伴い、文化活動や学習活動に対する市民のニーズを十分に満たしていない状況も生じています。

このため、これらの施設の整備を推進して、市民が多種多様な文化に触れる機会を増やし、自らが積極的に文化活動に参加することができる環境を整えていくことが重要となります。

さらには近年、若い世代のクリエイターなどを中心に、まんがやアニメ、映画などポップカルチャーの分野での活動が活発化しており、県が提唱する「まんが王国とっとり」の取組みに呼応し、産業振興やまちおこしなどとも密接に関係しながら、市民の間に浸透しつつあります。

こうした新しい動きをいち早く取り込んでいこうとする市民の気質や、多様な文化が共存でき得る自由な風土も本市の特徴のひとつであり、歴史や伝統的な文化を尊重し守っていく一方で、個性あふれる「ユルい」文化にも目を向けていくことが重要となります。

そして、これらの地域資源や地域特性を活かし、歴史・芸術・生活文化などさまざまな分野における米子らしい市民文化を、その担い手である市民、文化団体、NPO、企業等と連携し、協力しながら育んでいくことによって、市民の文化活動の充実を図り、地域の創造性や活力を高めていかなければなりません。

そのため、平成19年に策定した「伯耆の国よなご文化創造計画」に掲げる基本理念等を踏まえ、文化を切り口としたまちづくりという視点を持ちながら各種施策に取り組むこととし、後期基本計画を策定するものです。

2 実施する基本施策

(1) 拠点施設となる文化施設の整備と拡充

本市が保有する文化施設の老朽化、狭隘化に対応した改修事業を実施するとともに、施設の活用のためのあり方についても検討を行い、文化施設が市民により親しまれ、利用される整備を進めます。

(2) 歴史的文化の保護と活用

伯耆の国よなごの優れた歴史的文化の継続的な保護を実施しながら、文化活動への有効な活用を行います。

地域から掘り起こした「よなごの宝」を広く市民に伝えることにより、地域文化の振興に役立てます。

(3) 情報のデジタル化と情報基盤の拡充

各文化施設が保有する歴史や文化に関する情報を引き続きデジタル化し、記録・整理するとともに、これらの情報の活用と、利用者、活動団体が相互に情報の共有と交流を図るための情報基盤の整備を進めます。

(4) よなごらしい文化活動の創造

文化のまちづくりを推進のため、文化団体、市民団体の自主活動、そして活発に交流、連携して活動するための環境づくりを支援します。

文化活動を将来に進めていく人材の育成を始め、新たな文化芸術の創造を行う若い作家、芸術家の支援にも取り組みます。

3 主な取組

実施する基本施策で挙げた4つの柱に基づき、次のような取組を行います。

・文化・芸術拠点施設の整備と活用

図書館、美術館及び公会堂について、平成25年度の工事完了を目指して、利用者の安全確保と、利便性向上のための整備を進めます。

また、リニューアルオープン後には、これまで以上に、市民に親しまれて利用していただけるように、利便性向上のための見直しなどを行います。

取組 POINT

図書館の運営体制の見直し
美術館、公会堂への喫茶スペースの新設
文化芸術に触れ合うための各種イベントの積極的な開催

・伯耆古代の丘整備（向山古墳群整備、上淀廃寺第Ⅱ期整備）

伯耆古代の丘周辺は、史跡上淀廃寺跡、史跡向山古墳群、史跡妻木晩田遺跡、重要文化財石馬などの国指定の史跡や重要文化財が集中しており、全国的にも注目をされている地域です。

学術的利用だけでなく、学校教育、生涯学習や観光面においても広く活用していただくために、気軽に接して楽しめる環境とする整備を重点として整備を行います。

取組 POINT

史跡内の園路整備、説明版の設置、石室・墳丘の修復作業
重要文化財の追加指定および未指定地の買上

・歴史関連拠点施設の整備と活用

山陰歴史館は、長期にわたり蓄積されてきた歴史・民俗資料を保護・保存して、市の歴史などについて常設展示や企画展示を通して、歴史に親しむことに寄与してきた施設です。

しかし、昭和5年（1930年）に建築された旧米子市役所庁舎を転用した施設であることから、老朽化、耐震対策など行う必要に迫られています。

市指定文化財として建物自体の保護・保存の必要性の高まりを踏まえながら、今後の利用方法など、施設のあり方を含めた事業の方向性、位置づけを検討したうえで整備事業を実施することとしています。

更に、埋蔵文化センターなどの歴史関連施設についても、利用向上のために各種イベントを継続して実施するほか、新しい取組や広報の充実などにより、歴史資産への積極的な触れ合いの機会の提供を進めます。

取組 POINT

山陰歴史館のあり方の検討の題材として、歴史・文化の紹介展示だけの施設ではなく、様々な視点から検討を行います。

・米子城跡の整備

米子城跡は、近世初頭の平山城の風情を色濃く残し、中心市街地にある貴重な歴史的、文化的資産であるだけでなく、都市公園の湊山公園の一角を構成して、本丸跡からの展望や緑豊かな自然は景観的ランドマークとして、多くの市民や観光客に親しまれています。

潤いや憩いをもたらす良質な都市空間を創出し、賑わいのあるまちづくりを進めていくための重要な役割を担う史跡であることから、現在の史跡指定地に加え、周辺の重要箇所を追加指定を始めとして、新たな憩いの場をするための史跡整備を実施します。

取組 POINT

追加指定地内の私有地の買上

国への追加指定の申請

植栽など公園化の整備、散策道など園路の整備、トイレなど便益施設の整備

・情報ネットワークの構築

史跡や歴史関連施設と文化芸術の拠点施設などの紹介とイベント情報の発信、それぞれの施設が保有する歴史資産や文化財と芸術品などあらゆる情報の提供はいろいろなメディアを利用しながら広く行っていく必要があります。

このために、単に既存メディアを利用した情報発信のみにとどまらず、わかりやすく体系づけた情報提供サイトの構築により、利用者が目的の情報を見つけやすく、尚且つ関連情報も一元的に取得できるような仕組みを検討します。

更には、個人、団体などがそれぞれ情報を発信しあいながら、個々の活動紹介と情報交換が出来るようなコミュニケーションネットワークの構築も目指します。

取組 POINT

情報ネットワークに求められるニーズの把握

情報提供システムの設計と開発

運用方法の検討と実施

・市民の文化活動の支援

市内の歴史的文化的の掘り起こし事業として実施した「よなごの宝88選選定事業」の成果を活用して、市民で組織した実行委員会が開催する現地探訪や講座、座談会の開催が継続して実施されるよう支援を行うことを始めとして、文化芸術に触れ、広めるための市民活動を積極的に支援します。

また、これらのような市民自らが企画運営する事業を掘り起こして、更に活発に活動するための支援や今後の活動につなげるための人材育成にも協力を行います。

取組 POINT

探宝会、語る会など既存活動への援助

各地域における新しい市民活動事業の促進と人材育成の援助

・文化芸術に親しむ機会の提供と支援

市民それぞれが親しんでいる多種多様な文化芸術活動が、より活発化するための支援に取り組めます。

また、広がりを見せているマンガやアニメなどポップカルチャーにも着目し、新しい文化を認め、共存しあいながら、たくさんの文化芸術が根付いて発展していくための取組も進めます。

取組 POINT

文化芸術に関する地域活動が、より広まるための活動場所の提供と発表機会の支援
(公民館の利用向上など活動拠点づくり)
ポップカルチャーを広め、育てる支援
(アニカルまつりや米子映画事変などの継続開催のための支援)

・淀江地区の歴史・文化資産の紹介

妻木晩田遺跡、上淀廃寺跡、向山古墳群など、淀江地区にある豊富な歴史遺産と有形無形の文化資産を広く紹介し、歴史・文化への触れ合いのきっかけ作りとこれらの資産の重要性の認識と未来へ保存するための機運の醸成を図っていきます。

また、これらの活動を通して、歴史・文化に囲まれた淀江地区の特徴のあるまちづくりを更に進めます。

取組 POINT

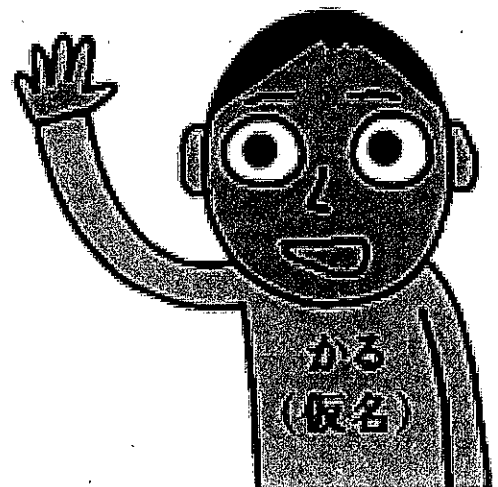
展示資料の紹介と史跡ガイド、体験イベントの継続実施
(古代まつり、古代ロマンウォークなど)
文化・観光施設の管理運営と情報発信
(伯耆古代の丘公園、上淀白鳳の丘展示館でのイベント開催など)

IV章 むすびに

～ 取組の実施にあたって ～

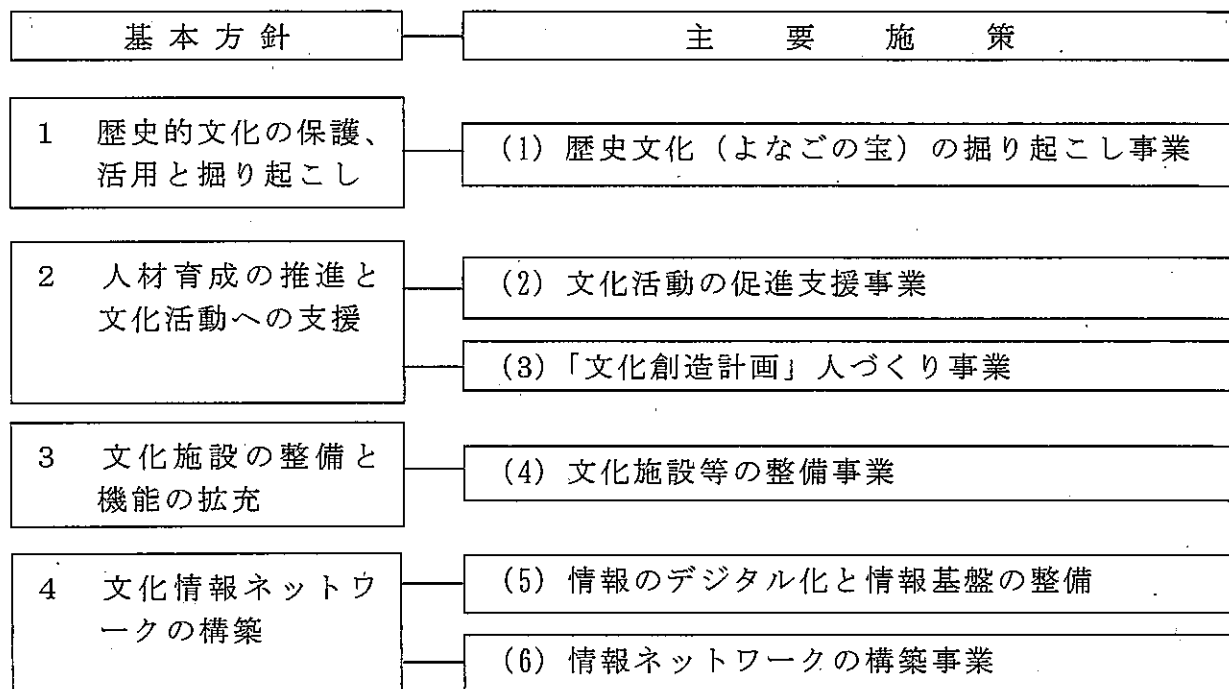
本市の文化創造として、古くから伝え守られてきた文化の伝承はもちろんのこと、遺跡や文化財など残されてきた貴重な資源を有効に活用しながら、子どもから大人まで生涯にわたって学習する機会を提供することと、そしてそれを広げ、伝えていくための人づくり、更には、ポップカルチャーも視野に入れた新しい文化芸術の創出など、たくさんの取組を行うこととしています。

このたび策定した「伯耆の国よなご文化創造計画 後期基本計画」に基づき、今後、より有効な取組を実施するために、行政の柔軟な対応とより広く市民や団体・関係機関が関わって知恵を出しながら、それぞれの施策、事業ごとに具体的な実施方法を検討しながら進めます。

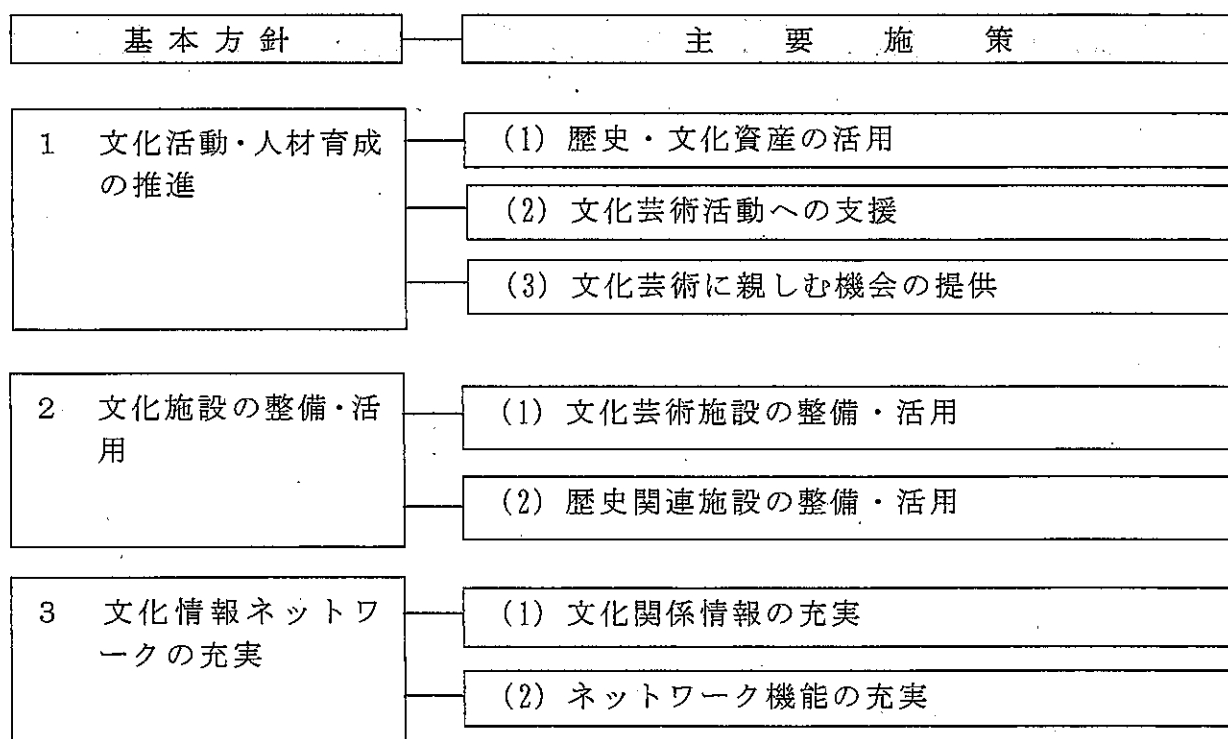


伯耆の国よなご文化創造計画の基本計画（前期計画）と後期計画との主要施策比較

1 基本計画（前期計画）の施策の体系



2 後期計画の施策の体系



文化芸術振興基本法

(平成十三年十二月七日法律第百四十八号)

前文

第一章 総則(第一条—第六条)第二章 基本方針(第七条)第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第八条—第三十五条)附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らか

にするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）（案）修正箇所一覧

P7 表中「芸術活動支援事業」の事業概要欄

「対称」 ⇒ 「対象」

表中「多様な文化芸術による地域の活性化への取組」の事業概要欄

アニカルまつりやヨナゴワンダーなどの漫画やアニメ、映画や音楽といったメディア芸術やポップカルチャー等、多種多様な文化芸術イベントの開催支援や市民への情報提供に努めます。



漫画やアニメといったポップカルチャー等、多種多様な文化芸術イベントの開催支援や市民への情報提供を行うことにより、メディア芸術の振興に努めます。

P9 「福間地区の伯耆古代の丘周辺」 ⇒ 「福岡地区の伯耆古代の丘」

表中「美術館整備事業」の事業概要欄

「進めます」 ⇒ 「推進」

表中「美術館整備事業」の関係課欄

「生涯学習課」 ⇒ 「文化課」

表中「図書館事業」の事業概要欄

「のための改修工事を進めます」 ⇒ 「・開架スペースの拡大等の改修工事を推進」

表中「図書館事業」の関係課欄

「文化課」 ⇒ 「生涯学習課」

P12 「歴史的文」 ⇒ 「歴史的文化」

「することが重要です」 ⇒ 「努めることとします。」

文化創造計画（後期計画）スケジュール表中

「向山古墳群整備事業」の平成29年度欄（長者ヶ平古墳ほか）を削除

「向山古墳群整備事業」の平成30年度欄「実施設計」⇒「園路整備等」

「向山古墳群整備事業」の平成31年度欄「園路整備等」を削除